

ひょうご男女共同参画ニュース



特集：新型コロナウイルス感染症と女性

新型コロナウイルス感染症は、2019年11月に発生した SARS 関連ウイルスによる急性呼吸器疾患の総称で、主に日本の厚生労働省が使用しているものです。世界保健機構は、2020年2月11日、新型コロナウイルスによる疾患を COVID-19 (COronaVIrus Disease 2019 の略称) と命名しています。

今月号では、COVID-19が世界の女性と女兒に及ぼす深刻な影響と国連女性機関（以下「UN Women」）からの各国への要請について、同機関の公表資料に基づき紹介し、さらに認識を深め、男女共同参画の推進をお願いするものです。

〈出典〉 <https://japan.unwomen.org/ja/news-and-events/in-focus/covid-19>

右の画像は、UN Women 日本事務所の Web サイトに掲載されているもので「女性と女兒に対する暴力：影のパンデミック（世界的大流行）」と題する UN Women 事務局長のプムズィレ・ムランボ＝ヌクカさんの声明にかかる根拠資料（概要版）です。

この資料によれば、全世界で2億4,300万人の女性と女兒が、過去12か月間に親密なパートナーによって犯され、性的および／または身体的暴力を受けていると報告されています。そして、セキュリティ、健康、お金の心配が緊張を高め、緊張が窮屈で閉じ込められた生活条件によって強調されるため、この数は増える可能性があることを訴えています。

また、直近のデータによれば、COVID-19の発生以来、女性と女兒に対する暴力、特に家庭内暴力が強まっていることを示しており、次の事例が示されています。

- ・フランスにおける DV の報告は都市封鎖状態が始まってから、30%増加
- ・シンガポールとキプロスにおけるヘルプラインへの相談は30%増加
- ・アルゼンチンにおける DV ヘルプラインへの相談は都市封鎖が始まってから25%増加
- ・アルゼンチン、カナダ、フランス、ドイツ、スペイン、イギリス、アメリカの政府機関、女性団体、市民社会関係者は DV 報告の増加と緊急保護施設の設置を増やす必要性について注意喚起しています。

つまり、安全・健康・経済的な不安からくる緊張と負担が、家等に閉じ込められる状況により助長され、暴力をふるうパートナーと向き合う女性たちの孤立を増やし、必要な助けから遠ざけるの

女性と女兒に対する暴力：影のパンデミック(世界的大流行)

過去12か月で、**2.43億人**の女性と女兒が親密なパートナーによる性的・身体的暴力の被害に巻き込まれています。

COVID-19の流行が世界中、女性の幸福、性と生殖に関する健康、メンタルヘルス、社会と経済の参加に深刻な悪影響を及ぼすにつれて、暴力を受ける人も増加しています。

経済と都市封鎖を報告する国が増えると共に、ドメスティックバイオレンス (DV) ヘルプラインやシェルターに助けを求める人が増えています。



安全・健康・経済的な不安からくる緊張と負担が、家等に閉じ込められる状況により助長されます。そして暴力をふるうパートナーと向き合う女性たちの孤立を増やし、必要な助けから遠ざけます。

暴力を経験した女性が助けを求めた場合、約**40%**以下にすぎず、多くはCOVID-19の発生後から発生したため、データの収集は困難でした。

世界保健機構が最近に発表したところ、DVシェルターも受け入れ態勢に陥りかけており、さらなるCOVID-19対応のために提供するサービスも影響を受けています。

対応方法としては、以下が求められます：

- ・最前線で活動する有志団体への寄付を含め、長期間にわたり支援を継続すること
- ・さまざまな方法によるオンライン相談やSNSによる社会的支援を強化すること
- ・女性・女兒に対する暴力事案を優先的に扱い、加害者が不処罰とならないよう警察や司法サービスを動員すること

です。報告書は、全世界でこれまで発生してきた女性と女兒に対する暴力の実態を提示しつつ、COVID-19関連事件の急増は、暴力への対応の最前線にあるものを含め、最先端で最良のリソースを備えた医療システムでさえ、間近に迫る医療崩壊の目に、限界に達していると訴えています。

そして、各国が COVID-19への対応に次の措置を執ることを要請しています。

- ・最前線で活動する有志団体への寄付を含め、長期間にわたり支援を継続すること
- ・さまざまな方法によるオンライン相談やSNSによる社会的支援を強化すること
- ・女性・女兒に対する暴力事案を優先的に扱い、加害者が不処罰とならないよう警察や司法サービスを動員すること

これらの要請を自身の問題としてとらえ、より一層の支援をお願いし、国連ウィメン日本協会のWEBサイトを訪れていただくようお願いします。

<https://www.unwomen-nc.jp/?p=1124>

(問) 県立男女共同参画センター 078-360-8550



女性活躍推進センターの活動一まとめ

女性活躍推進センターでは「女性活躍推進専門員」が、県内企業における女性活躍のための相談・助言をはじめとしたさまざまな取組を実施しています。 TEL: 078-360-8550

兵庫県では、平成27年に「ひょうご女性の活躍推進会議」を立ち上げ、翌28年には県立男女共同参画センター内に「女性活躍推進センター」を設置、女性活躍推進専門員を配置して、職場における女性の活躍を様々な施策を通して応援しています。

【活動内容】

- ① 女性活躍推進専門員による支援
- ② 専門講師・アドバイザーの派遣
- ③ ロールモデルの発掘と紹介
- ④ 大学等への啓発
- ⑤ セミナー・プロジェクトの実施



①女性活躍推進専門員による支援

県内企業を訪問し、様々なご相談に応じます。

- ・女性活躍をどこから始めればよいかわからない。
- ・職場環境・風土の改善にアドバイスがほしい。
- ・とりあえず女性活躍について話を聞いてみたい。

女性活躍推進法の一般事業主行動計画の4つの基礎項目についてお聞きしながら、女性の活躍を妨げている要因を話し合い、解決の糸口を見つけます。

<4つの基礎項目>

- ① 採用者に占める女性比率
- ② 勤続年数の男女差
- ③ 労働時間の状況
- ④ 管理職に占める女性比率

②専門講師・アドバイザーの派遣

社内で女性活躍を推進するための研修を実施する企業に、より専門的な講師を無料で派遣します。

<派遣の流れ>

- STEP1 ご相談 (TEL: 078-360-8550)
- STEP2 女性活躍推進専門員が企業を訪問
- STEP3 企業のニーズに応じた内容や講師をアドバイス
- STEP4 派遣の依頼に基づき、適切な講師を選定・派遣
- STEP5 企業内研修を実施

<企業内研修 対象・テーマ例>

仕事の継続（仕事と家庭の両立支援）	
1 女性社員	育休復帰後の働き方を考えよう ～キャリアアップの重要性とその可能性～
2 全社員	仕事と介護の両立セミナー ～制度を利用して働きつつ～
3 管理職	ダイバーシティ・マネジメント研修 ～誰もが活躍できる職場づくり～
キャリアアップ（育成・登用）	
4 リーダー職	マネジメント力向上研修 ～組織に貢献する人材になるために～
5 女性社員	セルフモチベーションを高めよう ～これからの「私」の働き方を考える～
6 管理職	これからの人材マネジメント ～女性社員の活躍を企業の発展につなげる～

③ロールモデルの発掘と紹介、意見交換会の開催

専門員が企業訪問で出会った、イキイキと働く女性ロールモデルをインタビューし、ホームページなどで紹介します。働く女性が身近な目標として参考にするだけでなく、ロールモデル意見交換会やセミナーへのパネラー登壇など、ロールモデル自身もブラッシュアップしています。インタビューの詳細は下記のサイトをご覧ください。

<https://w-hyogo.jp/interviews/>

<ロールモデルインタビュー 抜粋>

インタビュータイトル	業種	役職
但馬の地で建築士としてしなやかに働き続ける	建設	技術職
結婚退職から復職し、子育てと両立して管理職に	金融	営業サポート課長
ポストは人を育てる いつも笑顔を心がけ、愛社精神で	食品	戦略部秘書室 リーダー
保育士の働き方改革を！ 子どもひとりひとりに向き合うために	教育	副園長
一人一人がやり甲斐を持って働ける職場づくりと私のキャリアアップ	医療	看護部長

④大学等への啓発

就職を考える女子大生等に、職業講話を実施。これからの女性の働き方を考えるためにキャリア形成の大切さなどを啓発。学生からは「結婚・育児・介護などを長期的な視野で考えることの大切さに気づくことができた」などの感想が寄せられ、女性が働き続けることを前向きに考える契機となっています。



女性活躍推進センターの活動一まとめ(続き)

⑤セミナー・プロジェクトの実施

兵庫県は、300人以下の中小企業にも女性活躍推進法一般事業主行動計画策定を働きかけ、計画策定に至るまで、手厚い支援を実施しています。

※女性の活躍企業育成プロジェクト事業

女性活躍推進専門員が企業を訪問し、個別相談に応じるとともに、必要に応じ専門アドバイザーや講師を派遣し、行動計画策定まできめ細やかな支援を実施します。



<対象企業>20社限定(先着順)

県内に事業所を有し従業員数300人以下、かつ女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画を未策定の企業。

<プロジェクトの流れ>

申請書提出→行動計画策定セミナー参加(行動計画の基本情報の習得)
→専門アドバイザー・専門講師の派遣(最大5回まで無料派遣)→行動計画案策定→行動計画セミナーで発表(労働局のアドバイス)→行動計画策定届を労働局に提出→プロジェクト報告書提出

※女性活躍推進法改正に伴い、令和4年4月1日より従業員101人以上の企業に策定が義務化!

<プロジェクト活用例>

例: 全社員の意識変革のために(講師派遣4回)

- 1回 経営トップへの女性活躍の意義や目的等のコンサル
- 2回 課長級への意識啓発研修
- 3回 係長級への計画周知研修
- 4回 女性リーダーへのキャリア研修

※行動計画策定セミナー

兵庫労働局との共同事業として、連続講座を開催します。

<特色>

- ・行動計画の詳細と支援の最新情報を得られる
- ・自社ニーズに対応した具体的な計画ができる
- ・計画により成果を上げる他社事例を知る



育成プロジェクトの詳細、行動計画策定セミナーの実施時期については、女性活躍推進センターにお問い合わせください。

◆◆がんばる企業◆◆

～積極的に契約社員を正社員へ雇用転換。ジョブローテーション制度で女性登用を促進～

- 会社名: モロゾフ株式会社(神戸市)
- 代表者: 代表取締役社長 山口 信二
- 事業内容: 食料品製造業
- 従業員数: 1,570人(2019年10月末時点・常用雇用者数)
- URL: <http://www.morozoff.co.jp/>



1931年チョコレートショップとして神戸に創業。「こころつなが。笑顔かがやく」を企業スローガンに掲げ、スイーツを通して笑顔を広げたいという思いで事業を展開しています。

お客様や従業員に女性が多いことから、「女性の活躍なくして企業の成長はあり得ない」という創業時からの考えが現在まで引き継がれ、女性従業員の育成と活躍を積極的に推進。同時に、店舗や製造現場で活躍する契約社員を貴重な人材と位置付け、時勢に先んじて1976年に導入した育児休業制度、1988年からの介護休業制度といった仕事と生活を両立する制度等について、契約社員も正社員と同等の利用を可能としてきました。また、契約社員を積極的に正社員に雇用転換する取組を推進するため、2007年にST社員制度^(注1)2019年には地域職種限定社員制度^(注2)を創設。延べ254人が正社員に従業員

区分転換しています。更に、ST社員とFT社員^(注3)間の相互転換、フレックスタイム勤務制度、積立有給休暇等を利用することにより、誰もが働きやすい風土が醸成されています。

また、早期のジョブローテーションを積極的に行うことで、個々の適性に合った配属を推進。ローテーションで複数の職種を経験することにより、知識や経験を積み、広い目で物事を捉えながらチャンスを活かせる人材を育成しています。

ファミリー・フレンドリー賞・女性青少年室長賞、兵庫労働局長優秀賞、子供と家族・若者応援団表彰・内閣府特命担当大臣表彰を受賞されるなど、独自の取組が外部からも高く評価されています。

注1 ST社員制度: ショートタイム社員制度

注2 地域職種限定社員制度: 地域と職種を限定して働く社員

注3 FT社員制度: フルタイムで勤務する正社員



イーブン情報図書室便り

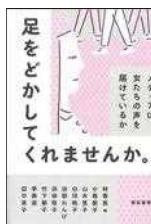
～イーブン情報図書室のご案内～

イーブン情報図書室は、男女共同参画の推進に関するさまざまな分野の図書・行政資料・映像資料・情報誌などを収集し所蔵しています。館内での閲覧や視聴も可能です。情報アドバイザーは男女共同参画に関連する学習・調査、男女共同参画推進を目的とする活動（講演会・セミナーなど）を行うための情報提供も行っています。お気軽にご相談ください。

（図書室直通 TEL：078-360-8557）



～新刊図書のご紹介～



『足をどかしてくれませんか。』

メディアは女たちの声を届けているか

編：林 香里

著：小島慶子、山本恵子、白河桃子、治部れんげ、浜田敬、竹下郁子、李 美淑、田中東子（2019.12 亜紀書房）

新型コロナウイルスにより浮き彫りになった『働き方』『家族の問題』『貧困』や『DV』『ハラスメント』などの問題について、図書や映像資料が解決のヒントになるかもしれません。個人でのご利用はもちろんのこと、職場研修やグループ学習にもぜひお役立てください。

ご住所を確認できるものをお持ちいただけたらすぐにカードを作成します。図書・映像資料合わせて3点まで、2週間の貸出が可能です。

（映像資料は1週間）

皆さまのご利用をお待ちしています。

※このページの詳細は、下記までお問い合わせください。

兵庫県立男女共同参画センター・イーブンの相談窓口

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、随時変更の場合があります。

種類	相談方法	電話番号等	実施日時	
女性のためのなやみ相談 （女性カウンセラー）	電話（直通）	078-360-8551	月～土曜日	9:30～12:00 13:00～16:30
	面接（要予約）	078-360-8554	月～金曜日 土曜日	11:00～18:40 9:20～16:50
法律相談（女性弁護士）	面接のみ ※なやみ相談（面接）後に予約		毎月 第2水曜日（原則）	
男性のための相談（男性臨床心理士）	電話	078-360-8553	毎月第1・3火曜日	17:00～19:00
女性のためのチャレンジ相談 （女性社会保険労務士等）	電話・面接 （電話・面接とも要予約）	078-360-8554	毎月第1～4木曜日	10:00～13:00
女性就業相談室ハローワーク相談窓口	問い合わせ（電話相談不可）	078-360-8260	月～金曜日	9:00～17:00
情報相談（情報アドバイザー）	電話（直通）	078-360-8557	月～土曜日	9:00～17:00
不妊・不育専門相談（助産師等）	電話（直通）	078-360-1388	毎月第1・3土曜日	10:00～16:00
	面接（要予約）	078-362-3250	毎月第2土曜日	14:00～17:00
思いがけない妊娠SOS（助産師）	電話（直通）	078-351-3400	月曜日と金曜日	10:00～16:00
	メール	http://ninshinsos-sodan.com		随時受付。返信は原則として1週間以内

ひょうご男女共同参画ニュース

令和2年5月号（Vol. 110） ※毎月1日発行

【編集・発行】 兵庫県立男女共同参画センター・イーブン、兵庫県男女家庭課

【問い合わせ】 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー7階 兵庫県立男女共同参画センター
TEL:078-360-8550 FAX:078-360-8558

【開館時間】 月～金曜日 9:00～19:00 / 土曜日 9:00～17:00 HP <https://www.hyogo-even.jp/>

【休館日】 日曜日、祝日、国民の休日、年末年始（12/28～1/4） Facebook <https://www.facebook.com/hyogo.even>

このニュースは、関係機関・団体や希望者に配信させていただくとともに、男女共同参画推進員がお配りさせていただきます。配信を希望される方は、上記にご連絡ください。